

・硫黄酸化物の排出基準に係る地域の区分

大気汚染防止法施行令（別表第3 第5条関係）

大気汚染防止法施行規則（別表第1 第3条関係）

地域区分	区域	K値
43号	岐阜市、大垣市（旧上石津町の区域は除く）、羽島市、各務原市、本巣市（旧根尾村の区域は除く）、瑞穂市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、安八町、池田町、北方町	11.5
44号	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、御嵩町	
100号	大垣市の旧上石津町の区域、本巣市の旧根尾村の区域、その他の市町村	17.5

注 以下の施設については、硫黄酸化物の排出基準を適用しない。

- 1 小型ボイラー（伝熱面積10平方メートル未満）のうち、昭和60年9月9日（昭和60年9月10日の前）までに設置の工事が着手されたもの
- 2 ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関のうち、専ら非常時において用いられるもの
- 3 ガスタービン及びディーゼル機関のうち、排出ガス量（標準状態）1万立方メートル未満の施設で昭和63年1月31日までに設置の工事が着手されたもの